

「親子で学ぼう！京の食×年中行事」

情報発信提案要求仕様書

1 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

2 委託料上限額

金5,830,000円（税込）

3 業務の概要

「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信に係る以下の業務を行うこと。

- (1) 無料配布冊子（フリーペーパー等）における季節に合わせた内容の記事掲載（年4回以上）の企画及び制作や入稿等に係る工程管理に関すること。
- (2) ホームページにおける季節に合わせた内容の特集記事掲載（年4回以上）の企画、制作、掲載に係る工程管理に関すること。
- (3) 季節に合わせた内容の短編動画（4本以上）の作成及び制作に係る工程管理に関すること。
- (4) 上記(1)～(3)に係る以下のこと。
 - ・「制作」には、内容の原稿作成、版下の作成、デザイン、レイアウト、イラストレーション、写真等の作成に関するものが含まれるものであること。
 - ・撮影許可及び出演交渉等を含む撮影に関すること。
 - ・ホームページやSNS等に掲載用の電磁的記録データの作成に関すること。
 - ・納品に関すること。
- (5) その他上記情報発信に係る業務

4 作成の条件

本情報発信業務は、「京都をつなぐ無形文化遺産」である「京の食文化」及び「京の年中行事」等を親から子へしっかりと受け継ぐことで、これらを維持継承することを目的としている。

ついては、以上の目的を達成するため、以下のような条件を付す。

- (1) 京都市民、特に20代～40代の若い親世代及び子ども（小中学生）をターゲットとすること。
- (2) 「京の食文化」及び「京の年中行事」を中心に、「京のきもの文化」や「京・花街の文化」も織り交ぜて、その魅力を分かりやすく発信するものであること。
- (3) 子ども及び文化的知識のない人にも理解しやすい平易な文章、構成であること。
- (4) 写真、イラスト等を散りばめ、見る者を飽きさせない工夫を凝らすこと。
- (5) 「京都をつなぐ無形文化遺産」のホームページやSNSとの連携等、メディアミックスを意識すること。

5 成果物について

(1) 無料配布冊子記事

・仕様

発行部数1回当たり京都市内30,000部以上の無料配布冊子への掲載。冊子の大きさは問わない。掲載記事の情報量は、A4サイズ1ページ相当とする。また、印刷物はカラーとする。その他については自由とする。

・完成データ

PDFデータ、イラストデータ等によりCD-R又は其他媒体で5部納品すること。

・その他

1記事につき無料配布冊子50部を入手のうえ、京都市に提供すること。

(2) ホームページ特集記事

・仕様

京都をつなぐ無形文化遺産ホームページ (<https://kyo-tsunagu.net/>) への特集ページとしての掲載。その他、特に指定なし。

・完成データ

テキストデータ、画像データ、イラストデータ等により CD-R 又は其他媒体で5部納品すること。

(3) 短編動画

・仕様

動画の長さは、5分～10分程度とする。各動画とも完成後、速やかに京都市にデータを提出するとともに、全ての動画が完成後、まとめた納品データを作成すること。ファイル形式は、MP4とする。字幕やフリガナも付けること。

・完成データ

CD-R 又は其他媒体で5部納品すること。

6 打合せの回数

(1) 無料配布冊子における記事掲載

1記事につき原稿作成時2回以上、文字校正2回以上、色校正時1回以上

(2) ホームページにおける特集記事掲載

1記事につき原稿作成時2回以上、文字校正2回以上、色校正時1回以上

(3) 短編動画作成

1動画につき台本、コンテ作成時2回以上随時、校正3回以上、字幕校正3回以上、テロップ校正1回以上

7 納期について

令和4年3月11日（金）まで

8 著作権等について

(1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属することとし、京都市の広報物や SNS 等での情報発信に際して、成果物を活用（加工等を含む）することができるようにすること。

(2) 受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、事前に京都市に確認し、承認を得ること。

(3) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

9 その他

(1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと。

(2) 業務の進捗状況については、随時、当課に報告し、指示を受けること。

(3) その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課と協議し、その決定に従うものとする。

(以上)